

# 令和3年度事業報告書

公益社団法人徳島被害者支援センター

## 令和3年度事業報告書

当支援センターにおける令和3年度の事業計画は、

「被害者等の要望に応え、県民に必要とされる支援センターづくり」を重点目標とし、

- 被害者等支援活動の充実、強化
- 犯罪被害相談員及び支援員の確保・育成等人的基盤の強化
- 自立に向けた財政基盤づくりの強化

を重点推進事項として、事業を推進した。

### 1 法人の概況

#### (1) 設立年月日

- 平成21年4月8日 任意団体として設立
- 平成23年4月1日 一般社団法人設立登記
- 平成25年4月1日 公益社団法人設立登記

#### (2) 定款に定める目的

当法人は、犯罪、事故・災害等（以下「犯罪等」という。）による被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

#### (3) 定款に定める事業内容

- ア 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- イ 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続の補助に関する事業
- ウ 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業
- エ 被害者等に関する支援の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
- オ 関係機関・団体等との連携による被害者等の援助事業
- カ 被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
- キ 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事業
- ク 被害者自助グループへの支援に関する事業
- ケ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

#### (4) 会員の状況

- ア 正会員（令和4年3月31日現在） 18 会員

個人 14名、団体 4団体

イ 賛助会員（令和4年3月31日現在） 会員数

個人 188名、団体 130団体

(5) 主たる事務所の所在地

徳島市福島1丁目1番13-101号

(6) 管理～執行体制

役 職	氏 名	常勤・非常勤別
理 事 長	大 塚 龍 一 郎	非 常 勤
副 理 事 長	近 藤 宏 章	非 常 勤
副 理 事 長	薄 墨 和 夫	非 常 勤
副 理 事 長	三 原 由 紀 子	非 常 勤
理 事	今 井 幸 三	非 常 勤
理 事	宇 山 喜 久 雄	非 常 勤
理 事	藤 本 顕	非 常 勤
理 事	内 海 千 種	非 常 勤
理 事	永 本 能 子	非 常 勤
理 事	清 家 政 明	非 常 勤
理 事	豊 永 寛 二	非 常 勤
専 務 理 事	武 市 善 明	常 勤
監 事	大 石 真 紀	非 常 勤
監 事	濱 井 利 昭	非 常 勤

計14名

(7) 管理～業務体制

センター長兼専務理事（犯罪被害相談員）	常 勤	1名（男性）
所員（経理担当・犯罪被害相談員）	非常勤	1名（女性）
所員（庶務担当・人材育成対象）	非常勤	1名（女性）
所員（支援活動総責任者・臨床心理士・犯罪被害相談員）	非常勤	1名（女性）
所員（犯罪被害相談員・公認心理師・臨床心理士）	非常勤	1名（女性）
所員（犯罪被害相談員）	非常勤	3名（男性2,女性1）

計8名

(8) 犯罪被害者等早期援助団体

平成27年6月25日、徳島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける。

## 2 公益目的事業

### (1) 被害者等に対する電話・面接相談事業

#### ア 電話相談

令和3年度中、261件（前年248件、前年比+13件）の電話相談を受理した。

#### イ 面接相談

令和3年度中、主にカウンセリングを中心とした面接相談を21件(前年25件)その内カウンセリング12件(前年21件)を受理した。

#### ウ メール相談等

令和3年度中、1件（前年2件）を受理した。

### (2) 被害者等に対する直接的支援活動事業

犯罪被害者等早期援助団体として県警察から情報提供を受け、支援活動に着手したケースなど、直接支援件数は22件（前年比+11件）であった。

○ 直接支援状況（令和4年3月末現在）	22 件（前年11件）
・裁判関連支援	9 件
・行政窓口への付添	6 件
・病院への付添	4 件
・その他	3 件
・経済的支援	0 件（支援金等の申請補助）

### (3) 被害者等への援助事業：「被害者ノート」の作成（県委託事業）

犯罪被害者等が支援を受ける過程で、被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や、プライバシーに配慮しつつ、関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援団体の連絡先や利用できる制度、市町村等での手続等が記載され、事件や支援情報等が記録できる被害者ノートを500部作成した。

### (4) 広報・啓発活動事業

#### ア 各種広報・啓発活動

##### (ア) ホームページによる情報発信

当センターの活動や被害者支援活動を広く一般に周知するため、相談電話の案内、イベントの告知、活動状況等をホームページに掲載し、適宜更新するなど、効果的な情報発信に努めた。

##### (イ) 機関誌「センターだより」の発行

「センターだより」を6月（750部）、12月（750部）の2回発行し、賛助会員等との情報共有に努めたほか、関係機関や講演会参加者等に配布することで、当センター活動状況等の周知を図った。

##### (ウ) 広報グッズ等の作成と活用

新たに広報用一筆箋や広報用ボールペンを作成するとともに、広報用リーフレットや広報カード、広報用グッズ（ボールペン、クリアファイル）をセンター主催行事参加者等に配布し、当センターの活動状況の広報やファンドレージ活動に活用した。

(エ) SNS等を利用した情報発信

全国被害者支援ネットワークの公式SNSに、センターの実施した講演会やイベントの広報素材を提供し全国に発信されたほか、警察庁の犯罪被害者施策情報メールマガジンに毎月のイベント情報等を提供し、警察庁のHPを活用した情報発信を行った。

(オ) 被害者支援ポスターの募集とカレンダーの作成

徳島県教育委員会の後援のもと、小学生から一般までの幅広い県民を対象に、被害者等の置かれた状況を正しく理解し考えることを目的とした犯罪被害者支援ポスターの募集を行い、優秀作品を講演会会場に展示（11月29日）あるいはセンターHPに掲載したほか、令和4年度のカレンダー素材に活用して会員や関係機関に配布する等の広報活動を行った。

(カ) 各種研修会・会合等での出前講演の実施

徳島市更生保護女性会定期総会（4月20日）、徳島県教育委員会人権教育課課内研修（6月14日）、阿波吉野川地区保護司会自主研修会（11月15日）、小中学校人権教育主事研修会（令和4年1月25日）、高等学校及び特別支援学校人権教育主事研修会（令和4年1月26日）において、被害者の置かれた現状や課題、徳島被害者支援センターの活動概要等について講演し、周知を図った。

(キ) 広報用パネルの掲示

11月22日～12月3日（被害者週間）の間、徳島県庁1階の広報ブースに、センターの広報用パネルを掲示し、センターの組織及び活動概要等の広報活動を実施した。

イ 講演会等の開催

(ア) 犯罪被害者等支援シンポジウムの開催（県委託事業）

令和3年7月15日、徳島県・徳島県警との共催で、徳島グランヴィリオホテルに関係機関・県民等100人を集め、「徳島県犯罪被害者等支援条例制定記念シンポジウム」を開催した。

第1部では犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）運営委員の鴻巣たか子氏が「犯罪被害者が望む支援」と題した基調講演を行ったほか、第2部では「地域で犯罪被害者やその家族を支えるために」とのテーマについてのパネルディスカッションを実施した。

(イ) 犯罪被害者支援講演会

犯罪被害者週間の11月29日、徳島県警と共催で、徳島グランヴィリオホテ

ルに県民等約100人を集め「被害者週間講演会」を開催、愛媛県在住犯罪被害者遺族の西川和子氏を招き、「被害者遺族の想い」と題した講演会を行った。

(ウ) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催(徳島県警委託事業)

県内の中学・高校・専門学校・大学生等を対象に、犯罪被害の悲惨さや遺族の思い、あるいは命の大切さについて理解を深めるための「命の大切さを学ぶ教室」を9回実施した。

開催日	学 校 名	内 容	対 象 者
5月31日	徳島文理大学	殺人事件(被害者遺族)	100人(学部生)
6月17日	四国大学	殺人事件(被害者遺族)	7人(学部生)
9月16日	吉野川市立川島中学校	交通事故(被害者遺族)	44人(3年生)
10月26日	徳島県立川島中・高等学校	少年事件(被害者遺族)	510人(全校生徒)
11月11日	徳島市立応神中学校	少年事件(被害者遺族)	89人(全校生徒)
11月18日	徳島県立海部高校	交通事故(被害者遺族)	330人(全校生徒等)
11月22日	四国大学	殺人事件(被害者遺族)	40人(学部生)
12月20日	徳島県立富岡東高校定時制	交通事故(被害者遺族)	28人(全校生徒)
1月21日	広沢自動車学校	交通事故(弁護士)	35人(教習指導者)

(5) 関係機関・団体との連携による被害者等への支援事業

ア 全国被害者支援ネットワークや各県被害者支援団体との連携

全国事務局長会議及び中国・四国ブロック事務局長会議は、いずれもコロナ感染症拡大の影響で中止となった。

イ 徳島県警察との連携

(ア) 早期援助団体としての適正な活動

令和3年度中、9件(前年比+8件)の警察情報提供を受理し、迅速な支援活動を推進するとともに、警察との緊密な情報交換と情報管理に努めた。

(イ) 犯罪被害者週間における広報啓発活動での連携

被害者週間の12月1日、イオンモール徳島1階においてキャンペーンを共同で実施し、県民に対する被害者等の置かれた現状や被害者支援の重要性について広報啓発活動を行った。

(ウ) 各警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会への出席

名西警察署(12月2日)、徳島中央警察署(12月9日)、鳴門警察署(12月8日)、徳島板野警察署(12月15日)において開催された犯罪被害者支援連絡協議会定時総会に出席し、多数の死傷者が発生した交通事故事例に基づき関係機関が支援内容を発表した後、当センター長が「徳島県犯罪被害者等支援条例の概要」について講演を行った。

ウ 徳島県との連携

(ア) 犯罪被害者等施策研修会（徳島県委託事業）の開催

a 「令和3年度市町村犯罪被害者等支援主管課長会議」の開催

令和3年5月31日、県内各市町村の犯罪被害者等支援主管課長等25名に対しZoomによるオンライン会議を開催した。

会議では、徳島県くらし安全局担当補佐から、犯罪被害者等支援に係る国、他県の動向や、「徳島県犯罪被害者等支援条例及び推進計画」の概要についての説明があり、当センター長が「センターの概要と支援の実際」と題した講演を行った。

b 「令和3年度犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会」の開催

令和4年1月12日、アスティとくしまに犯罪被害者等支援市町村窓口担当者や徳島県犯罪被害者支援連絡協議会会員等24名を集め、徳島県と共催で開催した。

研修会では、ハートバンド運営委員で交通事故被害者遺族の鴻巣たか子氏が「被害者について知る」と題した講演を、また元中野区犯罪被害支援員の麻上香雪氏が「支援の実際を知る」と題した講演をそれぞれ行った。

また兩名指導の下、「よりよい支援のための連携」をテーマに事例に基づくロールプレイを行う等支援に関するグループワークを実施した。

(イ) 重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制構築に向けた検討会への出席

第1回検討会（令和3年10月29日）では、公益社団法人被害者支援センターステップぐんま支援部長：羽鳥美佐子氏の「関越自動車道高速ツアーバス事故における被害者支援」と題した講演を聴講したほか、主催者である徳島県から重大事案発生時における総合的な支援体制に係る申し合わせ事項（案）等についての説明が行われた。

第2回検討会（令和3年12月17日）では、モデル想定事例「放火殺人事件における多数被害者等への支援」について関係機関からそれぞれ発表が行われたほか、重大事案発生時の事務局に徳島県、徳島県警察と当センターが指定されることとなった。

エ 弁護士会との連携

(ア) 徳島弁護士会等主催「第67回四国弁護士連合会定期大会記念シンポジウム」への出席

令和3年11月12日、徳島弁護士会・四国弁護士会連合会は、「すべての市町村に被害者支援条例を～被害者の権利の実現に向けて」をテーマにシンポジウムを開催した。

犯罪被害者遺族で「緒あしす」代表の青木聡子氏により「犯罪被害者の実情と支援」と題した基調講演が行われたほか、基調報告や「犯罪被害者の現

状と犯罪被害者支援条例の役割について」パネルディスカッションが行われた。

(イ) 徳島弁護士会主催「令和3年度被害者支援連携協議会」への出席

令和3年12月3日、徳島県警察本部に關係機関を集め開催された「令和3年度被害者支援連携協議会」に、理事及び犯罪被害相談員が出席し、性犯罪等想定事例に基づき、關係機関の在り方について意見交換を行った。

(6) 人材の育成等人的基盤の強化

ア 大学生等を対象とした「被害者支援を考え・学ぶ講座」の開催（県委託事業）

令和3年10月2日、徳島市内のホテルに県内4大学の大学院生等19名を集め、

「令和3年度被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。

今次講座は、徳島県犯罪被害者支援推進計画において示された「大学生等に対する被害者支援の人材育成の強化」に基づき開催したものである。

イ 臨床心理学専攻大学院生等に対する実習の実施

(ア) 徳島大学

令和3年度臨床心理学専攻実習生3名を、5月1日から12月31日までの間受入れ、毎週月曜日2時間30分の実践実習を実施した。

また、9月13日5名・9月27日4名計9名の見学実習生を受入れ、センターの活動概要、被害者支援の現状等について実習を実施した。

(イ) 四国大学

6月17日、公認心理師養成コースの学部生7名を受入れ、被害者支援の現状等についての見学実習を行った。

(ウ) 鳴門教育大学

令和3年11月24日、臨床心理学専攻大学院生5人の見学実習を受入れ、被害者支援の現状等について実習を行った。

ウ 支援活動員養成講座

コロナ感染症拡大を受け、令和3年度の養成講座開催は中止した。

エ 預保納付金を活用した職員の人材育成

人材育成対象の職員1名（女性、令和元年10月に指定）に対し、講演会への出席、継続研修の受講、直接支援活動の補助的活動等を通じて、直接支援員養成の目的で指導育成を行った。

オ 全国被害者支援ネットワーク主催研修

中国・四国ブロック質の向上（上半期・下半期）研修会は、コロナ禍のため中止となったほか、全国被害者支援フォーラムについては、コロナ禍を考慮して参加を見送った。

(7) 財政基盤確立のための諸活動

当センターの自立に向けた財政基盤の確立を目的としたファンドレイジ活動を



積極的に推進した。

ア 賛助会員（個人、法人）募集の積極的推進

あらゆる広報活動を通じて、賛助会員の拡大に努めた。

イ 寄付型自販機設置の推進

従来の寄付型自販機に加え、県警の協力を得て新たに2台の寄付型自販機を設置した。

ウ ワンクリック募金活動の推進

令和3年度もワンクリック募金「呼称：おかげさま募金」を継続実施した。

エ 被害者支援商品の販売促進

和菓子製造販売の協賛企業1社から売り上げの一部を寄附されており、令和3年度も継続実施した。

オ その他

募金箱設置の拡充や、イオンのイエローシートキャンペーンへの協力依頼等の活動を行った。

### 3 収益事業

徳島市富田橋3丁目58番1所在の駐車場（10台分）を賃借し、これにより得た利益を公益目的事業に使用し、被害者等に対する支援活動の強化を図った。

### 4 会議

#### （1）社員総会

6月28日

ア 決議事項

第1号議案 令和2年度決算書類等承認に関する件

第2号議案 役員を選任に関する件

イ 報告事項

報告第1号 令和2年度事業報告書に関する件

報告第2号 令和3年度事業計画書に関する件

報告第3号 令和3年度収支予算書及び補正予算書に関する件

#### （2）第1回理事会

6月2日

ア 決議事項

第1号議案 令和3年度社員総会に関する件

第2号議案 令和2年度事業報告案に関する件

第3号議案 令和2年度決算書類等に関する件

第4号議案 令和3年度補正予算案に関する件

第5号議案 定期提出書類に関する件

第6号議案 役員の選任に関する件

イ 報告事項

報告第1号 2021年度預保納付金支援事業助成契約について

報告第2号 令和3年度犯罪被害者等支援体制強化事業の委託契約について  
(徳島県委託事業)

報告第3号 令和3年度犯罪被害者等支援業務の委託契約について  
(徳島県警委託事業)

(3) 第2回理事会

令和4年3月18日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア 決議事項

第1号議案 令和3年度補正予算案に関する件

第2号議案 令和4年度事業計画案に関する件

第3号議案 令和4年度収支予算案に関する件

第4号議案 資金調達及び設備投資の見込に関する件

第5号議案 事務局職員等の任免に関する件

第6号議案 犯罪被害相談員の認定に関する件

第7号議案 犯罪被害者等給付金申請補助員の認定に関する件

第8号議案 犯罪被害者直接支援員の認定に関する件

イ 報告事項

報告第1号 理事長等の職務執行状況報告について

報告第2号 令和4年度預保納付金申請状況について

**5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項**

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

・理事会は、法令・定款及び理事会運営規程に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督した。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・理事会の職務の執行は、法令及び定款に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、法令等に基づき理事会議事録に記載され、その記録の保存・管理は、法令に基づき適切に保存管理している。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

・内部の統制については、重要な不備がないかを確認している。

## 令和3年度事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。